

第24回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	中学校夜間学級等検討委員会報告書（提言）手交	1
2	「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告	2
3	静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成27年度進捗 状況報告	8
4	静岡県指定文化財の指定	10
配付 報告	地方公務員法の改正に伴う関係規程の改正	12
	平成27年度文部科学省委託事業「ICTを活用した教育推進自治体 応援事業（ICTを活用した学びの推進プロジェクト 指導力パワー アップコース）」の実施報告	19
	平成28年度教職員研修等の変更点	21
	静岡県教科用図書選定審議会規則の一部改正	23
	静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部改正	24
	平成27年度青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価概要	25
配付 報告	国指定有形文化財の新規指定	26
	<非>平成28年度新規採用及び再任用教職員の決定	非
	<非>平成27年度条件附採用教職員（1年）の正式採用 (義務・高校・特支)	非

中学校夜間学級等検討委員会報告書（提言）の手交

（義務教育課）

戦後、就学機会を保障する場として設置された公立中学校夜間学級だが、近年、教育をめぐる環境が複雑多様化する中でその役割が注目されている。そのため、本県においても、夜間中学を含めた多様な学習機会について、中学校夜間学級等検討委員会を設置し、協議を行い、報告書をまとめた。本報告書には、今後における本県の多様な学習機会の確保に向けた提言を示した。

1 中学校夜間学級等検討委員会

NO	役職	氏名	所属・役職	備考
1	委員長	武井 敏史	静岡大学大学院 教授	有識者
2	副委員長	イカリ エウニセアキ	静岡文化芸術大学 教授	有識者
3	委員	望月 光明	富士市教育委員会学校教育課長	静東地区代表市町教育委員会
4	委員	赤堀 ひとみ	菊川市教育委員会学校教育課	静西地区代表市町教育委員会
5	委員	小林 文人	静岡市教育委員会学校教育課長	指定都市教育委員会
6	委員	神田 景司	浜松市教育委員会教育総務課副参事・指導主事	指定都市教育委員会
7	委員	仁科 満寿雄	公益財団法人静岡県国際交流協会事務局長	関係団体代表
8	委員	諸星 雅和	企画広報部地域外交局多文化共生課長	関係部局代表
9	委員	林 剛史	静岡県教育委員会義務教育課長	県教育委員会

2 検討経過

8月～10月	ワーキンググループによる事前資料準備 ・市町教育委員会向け調査の実施及び集約 ・関連部局、関係機関の協力による資料作成
11月4日（水）	第1回検討委員会
12月8日（火）～9日（水）	奈良県視察 檜原市立畠傍中学校夜間学級、 檜原市教育委員会、奈良県教育委員会
2月8日（月）	第2回検討委員会
2月24日（水）	県内視察 外国人児童生徒初期支援教室、 吉田町教育委員会、外国人日本語教室

3 報告書（提言）の概要

- 関係機関と連携し、いじめ、不登校など生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒のための適応指導教室や外国籍児童生徒のための初期指導教室など、学校内外の学びや就学の環境づくりを推進すること。
- 学校における外国籍児童生徒の受け入れ体制を構築するため、外国人児童生徒支援員の増員及び校内における支援員の拡充と相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、外国人児童生徒の学びや就学を支援するネットワークの構築に努めること。
- 全ての子どもが学校において安心して学ぶことができる環境をつくるため、いじめ、外国人差別などの撲滅に向けた人権教育の推進に努めること。
- 中学校夜間学級については、現時点で静岡県内に設置する必要性は認められないものの、政府の方針や法整備の動向に注視しつつ、他の都道府県の取組の研究や県内の潜在的なニーズの把握に努めること。

(件名)

「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告

(教育総務課)

1 趣旨

「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」の検討結果について報告する。

2 平成27年度の取組

以下の取組を行うとともに、検証を行った。

- (1) 学校を対象とする調査・報告等の見直し
- (2) 教職員研修の見直し
- (3) 部活動における外部指導者の活用推進
- (4) 生徒指導等における外部人材の活用推進
- (5) 高校就学支援金等の認定事務の効率化
- (6) 静岡式 35 人学級編制
- (7) 看護師増員による特別支援学校教員の負担軽減
- (8) 特別支援学校高等部生徒の進路に係る職場開拓業務の負担軽減
- (9) 県立学校の校務における情報化の推進

3 平成28年度の取組

学校に対する支援に加え、多忙化の要因及び多忙化解消の阻害要因を顕在化させ、有効な解消策につなげていく。

- (1) 平成 28 年度県教育委員会が実施予定の学校に対する働きかけ、支援
(別紙 1)
- (2) 学校現場における業務改善推進アクションプラン (多忙化解消モデル校)
(別紙 2)

4 多忙化解消検討会報告(別冊)

別紙1(報告書抜粋: 14ページ)

平成28年度県教育委員会が実施予定の学校に対する働きかけ、支援一覧

		働きかけ、支援の内容	事務処理負担軽減			教職員支援
			モデル校	教員	事務職員	
財務	1	経理事務訪問において、会計書類の効率的なチェック方法を助言している。			○	
福利	1	被服貸与等データベースの導入(平成28年度予定) ・多忙化解消特別委員会の要望 ・NESを活用し、申請・集計作業を容易にする。 ・ペーパレス化を図る。			○	
義務教育課	1	未来の学校「夢」プロジェクト委員会の立ち上げと開催	○			
	2	加配教員やスクールカウンセラー等の重点配置	○			
	3	知事部局等へ調査報告文書の実態調査 「公立学校に対する調査・周知等依頼に関する調査のお願い」(28.2.10付)		○	○	○
	4	各学校への調査報告文書の精選		○	○	○
高校教育課	1	就学支援金の事務処理に当たり、全校に臨時事務職員を配置(分校を除く)			○	
	2	就学支援金等の保護者あての通知書の作成、発送を本庁で一括実施			○	
	3	就学支援金の申請書類を事務職員協会と連携し、見直し、簡素化を実施			○	
	4	保護者等からのクレーム対応のための弁護士相談費用を学校経営予算とは別に予算措置		○		○
	5	高校の進路指導担当者を対象とした複数の研修会の内容を精査し、必要に応じて見直し又は一部廃止を検討する。		○	○	
	6	外部人材の活用推進 ・放課後学習指導 18校 ・定時制生徒支援 16校 ・外国人生徒支援 9校		○		
特別支援教育課	1	学校規模の大きい2~3校を研究推進校として指定	○			
	2	推進校の研究成果のまとめと各学校への情報提供	○	○	○	
	3	再任用教員等の活用 (就学援助に関する事務の一部を担い、事務室と教室をつなぐ役割を担う教員の校内配置の試行等)		○	○	
	4	研究にかかる書類提出回数等の削減		○		
	5	調査提出書類の様式・手続きの減量化と簡略化		○	○	
	6	授業担当時数と各自の持ち時間数の確認と適正化に向けた指導助言(学校訪問時)		○		
	7	管理職に対して労務管理・タイムマネジメントの視点からの研修実施及び協力依頼(校長会、副校長教頭研究協議会等)		○	○	

別紙1(報告書抜粋:14ページ)

		働きかけ、支援の内容	事務処理負担軽減			教職員支援
			モデル校	教員	事務職員	
スポーツ課	1	スポーツエキスパート(外部指導者)を微増する。 H27:175人→H28:179人		○		○
静東教育事務所	1	統括事務主幹・事務主幹連絡協議会の中で、中教審に基づく「チーム学校」における事務職員の役割	○	○		
	2	定期訪問における中心授業の指導案の枚数を減らす。	○			
	3	教育長会、オール校長会、校長会長会等において、適切な労務管理について協力依頼をする。	○	○		
	4	H28未来の学校「夢」プロジェクト事業の推進とその結果の周知・拡散	○	○	○	
	5	管理主事訪問の授業参観資料の提出について検討している。	○			
	6	生徒指導上の問題行動に対し、地域支援課地域支援担当の対応チームを組織し、市町への助言・支援を通して早期解決を図る。				○
	7	県主催の教科等指導リーダー研修会を従来の2回開催から1回開催に減らす。	○			
静西教育事務所	1	市町教育長連絡協議会や市町課長等会、校長代表者会において、学校の多忙化解消について協力依頼をする。 ・市町や地区における行事の精選、教職員の参加見直し	○	○		
	2	公立小中学校長会、新任管理職研修会、教育課題講習会のなかで、業務の見直し・精選、多忙化解消について働き掛ける。	○	○		
	3	管理主事学校訪問において勤務時間管理簿を確認し、多忙化解消や教職員の健康管理について、管理職に依頼する。	○	○		
	4	定期訪問事後報告書の軽減(学校が記載する項目を精選し、研修主任が記述する分量をA4判1枚をA4判1/2程度に簡素化する。また、送付方法も郵送から電子メールに変更する。)	○			
	5	非常勤講師の任用手続きを一括申請することとし、市町教育委員会の事務を簡略化する予定である。				○
	6	兼務申請の市町教育委員会の内申を一括申請することとし、市町教育委員会の事務を簡略化する予定である。				○

5 学校現場における業務改善推進アクションプラン(多忙化解消モデル校)

(1) 各校種ごとにモデル校を設定し、業務改善に向けた支援を行い多忙化の要因及び多忙化解消の阻害要因の分析を実施し、学校現場における業務改善を図り、実効性ある具体的な解消策を検証することを通して、教員が子どもと向き合える時間を確保し、教員の資質向上を図り、個々の教員の能力が發揮できる環境を整える。

(2) 多忙化解消(モデル校)の取組について

【義務教育課】

ア 校務の整理・教職員の意識改革の二つの視点から多忙化解消に向けた研究をすすめる。

イ 加配教員は、教頭及び教務主任(主幹教諭)の授業時間がある程度受け持ち、校長の指導のもと教頭と教務主任(主幹教諭)が連携し、教職員の多忙化解消に向け、様々な取組を研究する。

ウ 全ての校務を、「やめる」・「変える」・「減らす」の3つの手段で見直し、学校運営改善を図る。

エ スクール・カウンセラーなど、地域の外部人材を巻き込んだ取組を行い、研究成果を他地区に広げる。

オ 各種訪問等を活用し、研究成果を発表する。(モデル校…4校)

【高校教育課】

ア 「学校運営支援員派遣モデル事業」

学校運営支援員を配置し、勤務実態調査や管理職と連携して多忙化解消の取組を推進する。

モデル校：4～5校

調査内容：業務内容別の仕事量や負担感を調査し、解消方法を検討

イ 「外部人材の活用推進モデル事業」

教職員の多忙化の主な要因である進路指導や学校司書業務に補助員を配置し、業務量の実態調査や配置による教育効果を検証する。

モデル校：進路指導補助員配置 3校

学校司書補助員配置 3校

調査内容：業務量と必要人工の調査

配置による教育効果

【特別支援教育課】

ア 教職員の業務時間、業務内容の調査

イ 教職員の多忙感に係る意識調査

例：業務記録簿・主な業務内容の細分化、業務内容別の集計

別紙2 (報告書抜粋: 11ページ)

質問紙などによるアンケート調査等

ウ 学校現場の多忙化解消に向けた事務機能強化方策の試行

例: 就学援助に関する事務の一部(物品購入及び管理事務、学校徴収金会計業務及び就学奨励費取扱事務等) 担当者の配置

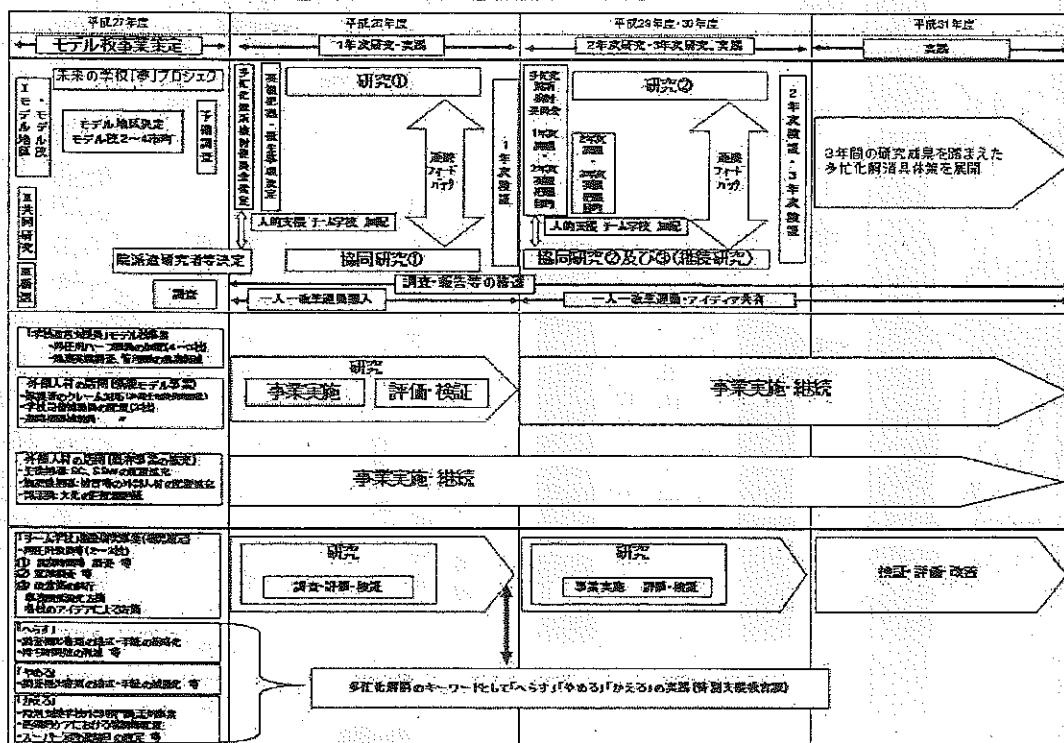
エ 学校独自の改善策の試行

例: 調査結果の分析→校内アイデア募集→企画・立案→試行 等

「学校現場における業務改善推進アクションプラン (多忙化解消モデル校)」

報告書 13ページ

学校現場における業務改善推進アクションプラン (多忙化解消モデル校)



未来の学校「夢」プロジェクト事業(イメージ)

有識者によるプロジェクト委員会(年間5回)

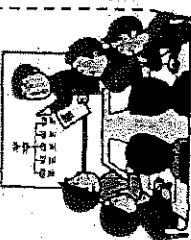
報告

提言

大学関係者、県
民間企業関係者、
PTA関係者代表、
教職員会代表、
モデル市町教
委、モニターリング等

柱②大学等との共同研究
外部からの視点を取り入れた取組

○「教職大学院派遣教員」(常葉大学)を活用し、教授の指導のもと、モデル校に入り、課題把握、検証、まとめ等を支援する。



柱③調査・報告の精選
県・市町・学校の
一體的な取組

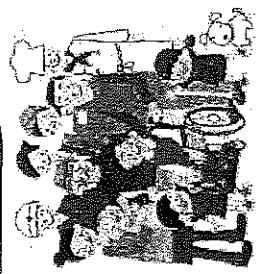
○H27.4.16通知の拡大や出張等の精選
○教職員アンケートや一人一改革の募集

人的資源の集中配置

○学校が行うもの」「保護者・地域が行うもの」「学校と保護者・地域の」「その他の機関が行うもの」等の整理

多忙化解消の実践を子どもたちに未来の学校を創造

○モデル校の実践を他の市町へ周知・拡充
○チーム学校に向け、今までの施策の検証と新たな施策立案



静岡県から
全国へ発信

(件名)

静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成27年度進捗状況報告

(教育政策課情報化推進室)

1 概要

静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）<計画期間：H26～H29>の着実な推進を図るため、計画に掲げた施策・事業について、平成27年度の進捗状況をまとめたので報告する。

2 第2期計画策定後の対応

第2期計画策定後も、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、また、常に教育の情報化を取り巻く状況に注視し、最適な手段を選択するなどの状況の変化に応じた計画の見直しを柔軟に行うことが必要である。

3 進捗状況の概要

全59施策・事業（内再掲事業数は29）のうち、本年度、見直し・改善を行った事業8本を含み、全30施策・事業の全てが計画どおり進捗している。

4 進捗状況結果の詳細

別添資料

5 施策・事業の改善・見直し

(1) 改善

ア 静岡県「ICTを活用した教育」推進計画策定による改善

- (ア) ICTを活用した教育（2-1-1）
- (イ) ICT環境整備計画（1-1-1）、（2-1-1）、（2-1-2）
- (ウ) 教員のICT活用指導力向上研修（1-1-3）、（2-1-1）
- (エ) 学校の情報化推進体制の推進（3-1-1）

イ 文部科学省委託事業「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」（ICTを活用した学びの推進プロジェクト）指導力パワーアップコースの実施による改善

- (ア) 教員のICT活用指導力向上研修（1-1-3）、（2-1-1）
- (イ) 校内研修の支援（3-1-1）

ウ 全てのNES端末へのMicrosoft Office導入による改善

- オフィスソフト文書形式の標準化対応（3-2-1）、（3-2-2）

(2) 見直し

ア 全てのNES端末へのMicrosoft Office導入により、文書管理等研修会を見直し（3-2-1）

イ まなぼっと運用開始に伴い「年間アクセス数」から「年間セッション数」へ見直し（5-1-2）

6 今後のスケジュール

静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成27年度の進捗状況を、年度内に県教育委員会ホームページに公開する。

【静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画) 施策・事業 進捗状況】

○：計画どおり、△：遅れている、◎：見直し・改善（次年度以降へ継続）

静岡県指定文化財の指定

(文化財保護課)

1 概要

静岡県教育委員会は、平成28年3月7日（月）に開催された静岡県文化財保護審議会の答申を受け、以下の県指定文化財の指定を決定した。

今回の指定による県指定文化財の総数は547件、記念物164件（史跡35件）である。

2 県指定文化財の指定

○「向山古墳群(むかいやまこふんぐん)」の追加指定

- (1) 種別 記念物（史跡）
- (2) 所在地 三島市谷田、北沢
- (3) 指定内容

向山古墳群は、箱根山西麓から延びる痩せ尾根の頂部を中心に立地する、5世紀から6世紀に形成された古墳群である。小規模ながら伊豆地域で初めて確認された前方後円墳1基と、12基の円墳が以前から知られており、駿河・伊豆地域の歴史を解明する上で重要であるとして、平成11年3月に県の史跡に指定された。

その後、同一丘陵の先端部で新たに全長約68mの前方後円墳である16号墳が発見された。平成26年度まで断続的に調査が行われ、16号墳は3世紀後半にまで遡る向山古墳群形成の契機となる古墳であること、その墳形や埋葬施設は畿内との密接な関連性を持つものであることが判明した。

今回、3世紀後半から6世紀に形成された古墳群として史跡向山古墳群を評価する上で欠かせない16号墳の範囲を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

指定基準 史跡の部1

(4) 追加範囲及び所有者

三島市谷田新福寺669-1 (有)アイ・メンテナンス、
〃 669-4、669-5 三島市

3 指定日

静岡県公報での告示により効力を生ずる。（平成28年3月18日予定）



向山古墳群全体図



向山 16号墳全景

報告事項（配付報告1）
(件名)

平成28年3月16日

地方公務員法の改正に伴う関係規程の改正

(教育総務課 総務担当)
(義務教育課 人事担当)
(高校教育課 企画担当)
(特別支援教育課 人事担当)

1 概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本県教育委員会規則等の関係規程について、引用条項の及び文言の修正の必要が生じたため、静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項第1号の規定に基づき、以下のとおり教育長専決により改正した。

よって、同規則第6条第3項第1号の規定に基づき報告する。

2 改正が必要となる文言

	改正前	改正後	改正内容
(1)	地方公務員法第40条第1項	地方公務員法第23条の2第2項	引用条項改正
(2)	勤務成績の評定	人事評価	法律上の文言の修正
(3)	営利企業等の従事制限	営利企業への従事等の制限	法律上の文言の修正

3 改正が必要となる規程と内容

- ・静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年教育委員会規則第4号）
2(1)及び(2)に掲げる内容について、引用条項の修正及び文言の修正を行った。
- ・静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年教育委員会規則第5号）
2(1)及び(2)に掲げる内容について、引用条項の修正及び文言の修正を行った。
- ・静岡県教育委員会事務局処務規程（平成13年教育委員会訓令甲第3号）
2(3)に掲げる内容について、文言の修正及び様式名の修正を行った。
- ・静岡県立学校処務規程（昭和41年教育委員会訓令甲第3号）
2(3)に掲げる内容について、文言の修正及び様式名の修正を行った。

4 施行期日

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行日（平成28年4月1日）。

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務局処務規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
(當利企業等の従事及び兼職兼業)	(當利企業への従事等及び兼職兼業)
第21条 職員が地公法第38条の規定により、當利企業等に従事するため、又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の規定により、教育に関する他の職務に従事するための許可を受けようとするときは、それぞれ様式第17号による當利企業等の従事許可願又は様式第18号による教育に関する兼職（兼業）許可願を所属長を経て教育長に提出しなければならない。	第21条 職員が地公法第38条の規定により、當利企業への従事等をするため、又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の規定により、教育に関する他の職務に従事するための許可を受けようとするときは、それぞれ様式第17号による當利企業への従事等許可願又は様式第18号による教育に関する兼職（兼業）許可願を所属長を経て教育長に提出しなければならない。
2 前項の場合には、所属長は、様式第19号による當利企業等の従事内申書又は様式第19号による兼職（兼業）内申書を添えて教育長に内申しなければならない。	2 前項の場合には、所属長は、様式第19号による當利企業への従事等内申書又は様式第19号による兼職（兼業）内申書を添えて教育長に内申しなければならない。
様式第17号 (略) 當利企業等の従事許可願 (略) 私は、次の當利企業従事の許可を得たく関係書類を添えてお願いします。 (略)	様式第17号 (略) 當利企業への従事等許可願 (略) 私は、次の當利企業への従事等の許可を得たく関係書類を添えてお願いします。 (略)
様式第19号 (略) 當利企業等の従事 内申書 (教育に関する兼職（兼業）) 別紙のとおり當利企業等の従事（教育に関する兼職（兼業））許可願が提出されたので、次の	様式第19号 (略) 當利企業への従事等 内申書 (教育に関する兼職（兼業）) 別紙のとおり當利企業への従事等（教育に関する兼職（兼業））許可願が提出されたので、次の

意見を付して内申いたします。
(略)

の意見を付して内申いたします。
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際改正前の静岡県教育委員会事務局処務規程(以下「改正前の訓令甲」という。)の規定及び様式により提出されている書類は、改正後の静岡県教育委員会事務局処務規程の相当する規定及び様式により提出された書類とみなす。
- 3 この訓令甲の施行の際改正前の訓令甲の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第<u>46</u>条の規定に基づき、市町教育委員会（指定都市を除く。以下同じ。）が行う市町立学校（組合立を含む。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の<u>勤務成績の評定</u>（以下「人事評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第<u>44</u>条の規定に基づき、市町教育委員会（指定都市を除く。以下同じ。）が行う市町立学校（組合立を含む。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の<u>人事評価</u>に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県立学校処務規程（昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
(<u>営利企業等の従事</u>)	(<u>営利企業への従事等</u>)
第36条 校長及び職員が、地公法第38条の規定により <u>営利企業に従事</u> しようとするときは、 <u>営利企業等従事内申書・営利企業等従事許可申請書</u> (様式第43号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。	第36条 校長及び職員が、地公法第38条の規定により <u>営利企業への従事等</u> をしようとするときは、 <u>営利企業従事等内申書・営利企業従事等許可申請書</u> (様式第43号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
様式第43号 (略)	様式第43号 (略)
<u>営利企業等従事内申書</u>	<u>営利企業従事等内申書</u>
(略)	(略)
下記のとおり、 <u>営利企業等従事許可申請書</u> が提出されたので、次の意見を付して内申します。	下記のとおり、 <u>営利企業従事等許可申請書</u> が提出されたので、次の意見を付して内申します。
(略)	(略)
<u>営利企業等従事許可申請書</u>	<u>営利企業従事等許可申請書</u>
(略)	(略)
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定に基づき、次のとおり <u>営利企業等の従事の許可</u> を得たいので関係書類を添えてお願いします。	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定に基づき、次のとおり <u>営利企業への従事等の許可</u> を得たいので関係書類を添えてお願いします。
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際改正前の静岡県立学校処務規程(以下「改正前の訓令甲」という。)の規定及び様式により提出されている書類は、改正後の静岡県立学校処務規程の相当する規定及び様式により提出された書類とみなす。

3 この訓令甲の施行の際改正前の訓令甲の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の勤務成績の評定（以下「人事評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>	(目的) <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
(人事評価の対象となる教職員の範囲) <p>第2条 (略)</p>	(人事評価の対象となる教職員の範囲) <p>第2条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(件名)

平成27年度文部科学省委託事業「ICTを活用した教育推進自治体応援事業
（ICTを活用した学びの推進プロジェクト 指導力パワーアップコース）」
の実施報告

(教育政策課情報化推進室)

1 概要

教員等のICT活用指導力向上を図るため、平成27年度文部科学省委託事業「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」（ICTを活用した学びの推進プロジェクト 指導力パワーアップコース）に応募し、採択されたため、今年度事業の実施内容及び来年度の取組について報告する。

2 内容

(1) 趣旨

教員等のICT活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研修プログラムの作成に取り組み、開発された研修プログラム等は、ポータルサイトの活用や映像資料の配布等を通じて成果の周知・波及を進め全国で共有する。

(2) 事業内容

教員等のICT活用指導力向上のための研修プログラム「静岡県版校内研修プログラム」を作成し、実証校の校内研修、総合教育センターの研修、大学の講義等で実践し、評価・検証する。

(3) 委託期間 平成27年度から平成28年度までの2年間

(4) 事業費 400万円程度(各年度)

(5) 連携大学 静岡大学

(6) 実証校

ア 掛川市教育委員会(掛川市立倉真小学校、掛川市立大須賀中学校)

イ 静岡県立清水南高等学校・同中等部、静岡県立浜松西高等学校・同中等部

3 平成27年度の取組

(1) 成果物

「静岡県版校内研修プログラム」のモジュール一覧と研修教材（6～7割作成）

(2) 実証校における校内研修等

校内研修7回、学校訪問（公開授業）8回、ICT支援員による研修1回

(3) 大学における講義等

講義・演習1回、免許状更新講習1回、教育実習（実証校の校内研修等に参加）5回

(4) その他

デジタル教材等の整備、ICT支援員派遣、変容調査・授業実践振り返りシートの実施、実証校県外視察

4 平成28年度の取組

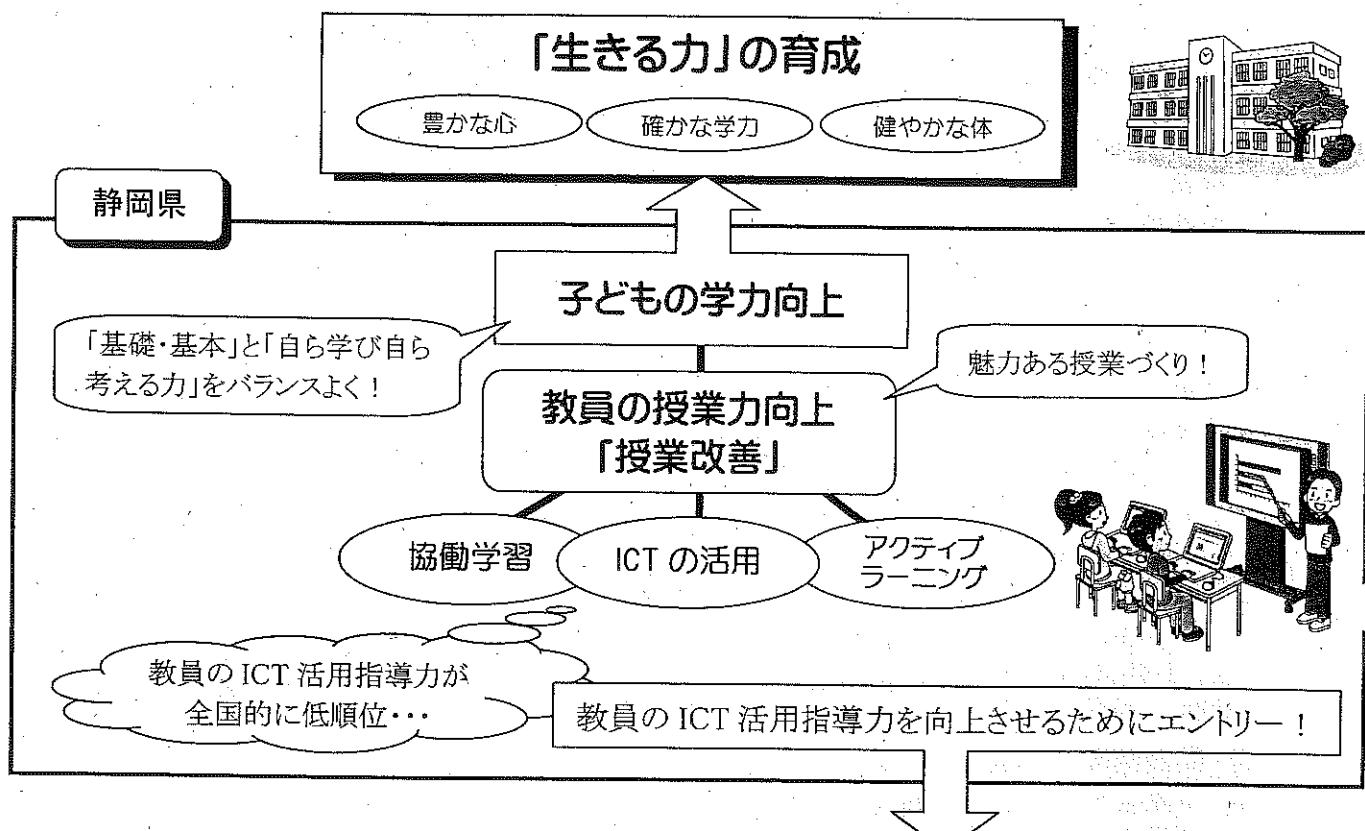
平成27年度と同様の取組を行い、「静岡県版校内研修プログラム」の完成を目指す。

また、同研修プログラムを自校の校内研修で活用できるよう抽出校による校内研修リーダー養成研修を小・中学校31校、県立学校19校で実施する。

更に、事業終了後の平成29年度以降は、県内全公立小・中・高・特の学校を対象とした校内研修リーダー養成研修を計画し、受講者が校内研修を実施することにより、県全体の教員のICT活用指導力向上を図る。

ICTを活用した学びの推進プロジェクト「指導力パワーアップコース」概要

(H27, 28 文科省事業)



ICTを活用した学びの推進プロジェクト「指導力パワーアップコース」

事業目的：教員の ICT 活用指導力を図る

事業内容：教員の研修プログラムの作成と活用

実証校における教育実習

大学における免許状更新講習

大学における講義等

静大

H27～28

教員の研修プログラム

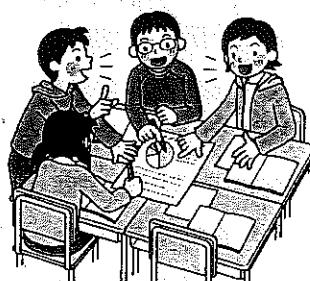
作成・改善

教育政策課
総合教育センター
掛川市教委、静大

評価

実証校
(6校)

倉真小、大須賀中
浜松西高校・同中等部
清水南高校・同中等部



H28

校内研修リーダー養成研修

抽出校の ICT 研修リーダーが受講し、校内研修を実施

事業終了(H29～)

校内研修リーダー養成研修

県内全公立小・中・高・特の校内研修
リーダーが受講し、校内ICT活用推進を図る

教員

授業力向上

ICT活用指導力向上

子どもの学力向上！

(件名)

平成28年度教職員研修の変更点

(教育政策課)

1 静岡県教職員研修指針の見直し 【総合教育センター・教育政策課】

平成27年度、教職員研修指針の修正を行ってきたが、本県の教職員研修の仕組みについて引き続き検討をする必要性が出てきたため、見直しを継続する。（概要版リーフレット等の配布は延期する。）

2 教職員研修について（主な新規研修等）

No.	研修名 (担当課)	28年度		備考
		研修目的	対象	
1	教育課題研修指導者海外派遣プログラム 【教育政策課】	新規 独立行政法人教員研修センター主催の海外研修（オランダ、ドイツ等）を通して、教育課題に対する諸外国の先進的な取組を学ぶ。	小中教員、高校教員、特別支援学校教員から各1名推薦	
2	ICT活用研修ミニコースIV—タブレット型情報端末（中級）—【教育政策課 情報化推進室】	新規 1人1台の情報端末に関する知識の理解や操作体験を通して、先進的なICT活用についてより深く知る。	教職員	タブレット型情報端末の普及に伴い内容を見直した。
3	育てましょう！「進んで運動する子」研修 【義務教育課 幼児教育推進室】	新規 就学前及び小学校低学年の子どもたちが運動を好きになるように、講演・演習を通して指導力を高める。	小・特支・幼・保・認定こども園等の教職員	
4	県立学校新任学年主任連絡会 【高校教育課】 【特別支援教育課】	新規 新任学年主任等が相互の連携を深めながら、学年主任としての自覚を高めるとともに、3年間を見通した効果的な学年運営について学ぶ。	高校教員 特別支援学校教員	
5	和食給食等講習会 【健康体育課】	新規 栄養教諭を対象に、和食やお茶に係る幅広い知見を得させ、実践的指導力の向上を図ることで、学校での充実した食育活動に活かす。	栄養教諭	
6	次期学習指導要領対応授業力向上研修（小中） 【義務教育課、総合教育センター、両教育事務所】	新規 国の動向等に対応した教育課題をつかむとともに、主体的・協同的な学びの必要性について理解を深め、その具体的な方法について学ぶ。	教頭	
7	次期学習指導要領対応授業力向上研修（高校）（特支） 【総合教育センター】	新規 これからの中学生たちに育成すべき資質・能力を育むために有効な手段であるいわゆる「アクティブラーニング」を理解して、教員の授業力向上を図る。また、「カリキュラム・マネジメント」の考え方を理解して、学校の組織力向上を図る。	教員（教務主任等）	

8	教諭（実習）研修 【総合教育センター】	新規 学級担任や部活動の担当や生徒指導等「教諭」としての意識と教育公務員としての自覚を高める。	実習助手から身分の切り替えとなつた「教諭（実習）」	
9	経験3年職員研修 【総合教育センター】	新規 採用後3年間の職務経験を踏まえ、職務を円滑に進めるための資質能力の向上を図る。（平成28年度は、5年経験者研修未受講者かつ主事職にある者も合わせて実施する予定）	採用4年目の事務職員	経験5年職員研修を廃止し、初回人事異動に合わせて設定する。
10	新任主任・事務主任研修 【総合教育センター】	新規 主任としての自覚を高め、課題意識を持って主体的に仕事に取組もうとする意欲を培う。（平成28年度は、27年度までに主任・事務主任に昇任した者のうち、10年研修未受講者も合わせて実施する予定）	新任主任 新任事務主任	経験10年職員研修を廃止し、主任・事務主任昇任に合わせて設定する。
11	キャリアアップ研修 【総合教育センター】	新規 学校をリードする人材として、マネジメント力を高め、組織の在り方や自己の役割について認識を深めるとともに、教育公務員としての自覚を新たにする。	小・中の教員、養護教員 (46・45歳)	
12	不登校対応におけるチーム支援のコーディネートの在り方一推進者養成研修【総合教育センター】	新規 不登校児童生徒に対するチーム支援の体制づくりを進める推進者としての資質向上を図る研修。	教員	
13	「学習科学の考え方をいかした学び研修Ⅰ・Ⅱ」 【総合教育センター】	拡大 静岡大学との連携により、年間2回の開催予定。「Ⅰ 基礎編」は8月に実施し、「Ⅱ 応用編」は11月に実施することで、より専門的な内容を学ぶ。	教員	研修を2回実施することにより、内容を充実させた。

3 教育行政職員の研修について【総合教育センター】

- ・平成28年度採用者は知事部局採用職員とともに、「新規採用職員研修（前期）」を受講する。
- ・平成26年度採用職員は、「3年次職員研修」を自治研修所で受講する。

4 2年次研修の要綱変更について【総合教育センター】

- ・2年次研修対象者は、現行では「初任者研修修了者」としているが、来年度より「初任者研修実施者」（何らかの事情により初任者研修を一部未修了の者も含む）へ変更するため、要項の当該箇所を変更する。

5 総合教育センター研究報告資料「アクティブ・ラーニングとカリキュラム・マネジメント」の配布について【総合教育センター】

- ・「アクティブ・ラーニング」や「カリキュラム・マネジメント」等に関する研究の成果物として平成28年3月に全教職員に配布する。

報告事項（配付報告4）

平成28年3月16日

（件名）

静岡県教科用図書選定審議会規則の一部改正

（義務教育課）

1 概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）の一部改正により条文が生じたため、同法施行令を引用している教育委員会規則を改正する。

2 改正内容

静岡県教科用図書選定審議会規則（昭和39年静岡県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第11条の規定に基づき、静岡県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定に基づき、静岡県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

3 改正時期

公布の日から施行する。

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部改正

(高校教育課)

1 改正の理由及び内容

学校教育法の改正により、義務教育学校が設けられたことに伴い、必要な改正を行う。

2 概要

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則(平成17年静岡県規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育資金の貸与)</p> <p>第3条 知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教育資金を貸与するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 中学校（法第1条に規定する中学校、中等教育学校（法第66条の前期課程に限る。）及び特別支援学校（法第76条第1項の中学部に限る。）をいう。以下同じ。）における最終学年において、高等学校等（高等専門学校を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教育資金の貸与)</p> <p>第3条 知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教育資金を貸与するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 中学校（法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校（法第49条の5の後期課程に限る。）</u>、中等教育学校（法第66条の前期課程に限る。）及び特別支援学校（法第76条第1項の中学部に限る。）をいう。以下同じ。）における最終学年において、高等学校等（高等専門学校を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

報告事項（配付報告6）
(件名)

平成28年3月16日

平成27年度青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価概要

(社会教育課)

静岡県立朝霧野外活動センター及び静岡県立三ヶ日青年の家の指定管理者について、青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価結果を別冊のとおり報告する。

国指定有形文化財の新規指定

（文化財保護課）

1 内容

国の文化審議会は、平成 28 年 3 月 11 日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、県内の「木造十一面観音立像」および「静岡県登呂遺跡出土品」を重要文化財にするよう答申した。

この結果、県内の重要文化財は 186 件（国宝 10 件を含む）となる。

2 概要

（1）木造十一面観音立像（もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう）

○所有者 宗教法人世界救世教（熱海市桃山町26-1）

○保管場所 MOA美術館（リニューアル工事のため平成29年2月まで休館中）

○指定理由

白檀による十一面観音の造像規定に従いつつ、代用材として針葉樹を用いた十一面観音像で、法隆寺北室院に伝來した。製作年代は 760～770 年代頃とみられ、奈良時代の木彫像の一例として貴重。

（2）静岡県登呂遺跡出土品（しづおかけんとろいせきしゅつどひん）

○所有者 静岡市（静岡市葵区追手町 5-1）

○保管場所 静岡市立登呂博物館

○指定理由

様々な形態の土器や農耕具・祭祀具などの木製品、祭祀に用いられた灼骨（しゃっこつ）など、弥生時代の生活を復元する上で貴重な資料が含まれている。



木造十一面観音立像



静岡県登呂遺跡出土品